(その1)



令和 [◇] 年分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) はいでいる さん 文の	政治団体の区分
1 政治団体の名称 / 設一場 パス	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第
	□ 政 党 の 支 部 <u>/</u> 1 項の規定による政治団体 □ 政 治 資 金 団 体 「○ そ の 他 の 政 治 団 体
十七二电路际 11-1841-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1	□ 政 治 資 金 団 体 Ū そ の 他 の 政 治 団 体 □ その他の政治団体の支部
2 主たる事務所西望的郡政史が常ある	
	活動区域の区分
3代表者の氏名 金木子 た	□ 2以上の都道府県の区域等 □ 同一の都道府県の区域内
5代 级 省 50 代 名 一 / 22 / 2/ 人 人	
	資金管理団体の指定の有無 国会議員関係政治団体の区分
4会計責任者(平存政)中	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
4の 氏 名(下げて) パーパー	□ 無 1号に係る国会議員関係政治団体
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一
	公職の種類が大人が 2号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名	区 分 □現職 □候補者等 公職の候補者
全下每头大	資金管理団体 の 氏 名
192 NAN	の届出をした
(電話) 0238 (74) 208/	
(電話) _ 023と () ユロゼ	
	資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する は似の 第四世間
	特別の適用期间
(電話)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで ││ 令和 年 月 日まで

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	X-101/H-X		 			<u> </u>					
1	7 60 4-				十億		 百万		千		円
収	入総額							·			e,
	(前年からの繰越額)									:	0
	(本年の収入額)		 								
支	出 総 額	· ·									0
翌ヶ	キへの繰越額			٠.							0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人0)負担する党費又	は会費	4 1.				 		
金	額			十億	:	百万	干		円
員	数								入

(2)寄附									,				
ア 寄附(イを除く。)の区分		,			,	金	客	Į	-			備	考
(ア)個人からの寄附	,		十億			百万			千		円の		
(うち特定寄附)													
(イ) 法人その他の団体からの寄附												•	
(ウ)政治団体からの寄附									,				
小計 (ア)+(イ)+(ウ)											O		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)													
イ 政党匿名寄附													
合計(ア+イ)				,							0		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考
ア、土 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
イ建		白	
ウ建物の所有を、目的とする地上権又は土地の賃借権			
エ取得の価格が100万円を超える動産			
オ預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)			
力 金 銭		d	
キー有 価 証 券		Ą	
ク出 資 に よる 権 , 利			
ケ貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<u> </u>	
コ支払われた金額が100万円を超える敷金		d	
サ取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利		Þ	
シ借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		占	

宣誓書

- 添付書類(別添のとおり)
- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 / 2日

政治团体の名称 飯 尝 萬山会

会計責任者の氏名 伊藤 顶处则

※代表者の氏名

(備者)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場 合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。